

令和4年度 関与団体に係る点検結果

令和5年1月31日
総務部教育・法人局法人団体課

第1 概要

1 目的

関与団体の適正で健全な運営や自立化を着実に推進するため、関与団体の適正化方針に基づき、毎年度団体の運営状況等に関する点検を行う。(関与団体の適正化方針第5の1)

2 内容

(1) 対象

令和4年6月1日現在で関与団体の要件に該当する団体(別紙関与団体一覧のとおり)
関与団体の適正化方針

(略)

第2 用語の定義

この方針における用語の定義は、次のとおりとする。

1 関与団体

関与団体とは、次のいずれかに該当する団体をいう。

- (1) 道が資本金等(基本財産又はこれに類するもの(道が出えんする基金や積立金等を含む。)又は資本金をいう。)に出資又は出えんしている団体
- (2) 道の補助金等(補助金、負担金(指定管理業務に係る負担金を除く。)、交付金及び委託料(競争性のない随意契約による委託契約に係るものに限る。))をいう。の総額が団体の当期支出の2分の1以上の団体
- (3) 道職員を派遣している団体

(略)

(2) 点検内容

- ア 適正運営に関する事項(株式会社を除く)
- イ 健全経営に関する事項
- ウ 自立化に関する事項

(3) 点検方法

点検調書に基づき各部所管課が団体の財務書類の確認やヒアリング等を手法として行う。

第2 点検結果

1 関与団体の現況

(1) 関与団体数

区分	令和4年6月1日現在	令和3年6月1日現在	差
団体数	78団体	77団体	+1

【内訳】

事由	団体名	理由
増加	(一社)北海道バス協会 北海道公衆衛生協会	道職員を派遣している団体 道の補助金の総額が団体の当期支出の2分の1以上の団体
減少	(一社)北海道食産業総合振興機構	令和4年3月31日解散

(2) 道からの出資・出えん金

区分	令和4年6月1日現在	令和3年6月1日現在	差
出資・出えん金	55,253,215千円	55,881,837千円	△628,622千円 増: 441千円 減: △629,063千円

(3) 派遣職員数

区分	令和4年 6月1日現在	令和3年 6月1日現在	差	内訳	
				事由	団体名(人数)
派遣職員 (団体)数	29人 (13団体)	33人 (13団体)	△4人	派遣開始	(一社)北海道バス協会 (+1)
					(公財)北海道対がん協会 (+1)
				派遣終了	(社福)北海道社会福祉協議会 (△1)
					(一社)北海道食産業総合振興機構 (△3) 北海道土地開発公社 (△2)

2 適正運営に関する事項(株式会社を除く)

点 検 項 目	対象団体数	回答項目	回答数
①最高決定機関や理事会は適正に運営されているか。	53団体	はい	53団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
②団体に必要な諸規程を整備し、これに基づき適正に業務を行っているか。	53団体	はい	53団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
③監査体制が整備され、適切に監査などが実施されているか。	53団体	はい	52団体
		いいえ	0 団体
		その他	1 団体
④出納事務等に係るチェック体制が整備されているか。	53団体	はい	53団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
⑤支部を含めた内部統制機能の充実が図られているか。	8団体	はい	8 団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
⑥財務諸表は真実な内容を明瞭に記載しているか。	23団体	はい	23団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
⑦資産評価を適正に行っているか。	23団体	はい	23団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
⑧情報公開の内容が充実しているか。	53団体	はい	53団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
⑨財産（運用を目的とした債券及び預貯金）に関する安全な運用を徹底しているか。	34団体	はい	34団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
⑩政治活動に関する寄附等は適切に取り扱われているか。	53団体	はい	53団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
【特記事項】 ○関与団体数全78団体のうち各設間における対象団体数は以下のとおり。 ・設問①、②、③、④、⑧、⑩ は、株式会社(25社)を除く53団体を対象としている。 ・設問⑤は、支部を有する8団体を対象としている。 ・設問⑥、⑦は、道の連結決算となっている23団体（除く株式会社）を対象としている。 ・設問⑨は、道から出えん等を受けている公益法人及び一般法人（除く株式会社）34団体を対象としている。 ○点検項目③の回答項目「その他」とする内容は以下のとおり。 ・決算、予算、運営委員の変更等については、都度、信託管理人の承認を得ている。			

※仕組債の保有状況

区 分	令和3年度末現在	令和2年度末現在	差
保有団体数	5団体	5団体	0
保有銘柄数	28銘柄	27銘柄	+ 1
簿価額合計	3,091,255千円	2,948,043千円	143,212千円
時価額合計	3,176,576千円	3,088,916千円	87,660千円
評価損益合計	85,321千円	140,873千円	△55,552千円

3 健全経営に関する事項

点 検 項 目	対象団体数	回答項目	回答数
①正味財産増減の状況はどうなっているか。	78団体	増加している	23団体
		横ばい	16団体
		減少傾向	10団体
		赤字	28団体
		その他	1 団体
②自己資本比率は改善しているか。	78団体	改善している	14団体
		横ばい	59団体
		改善していない	4 団体
		その他	1 団体
③借入金に依存していないか。	78団体	依存していない	68団体
		依存している	10団体
		その他	0 団体
④流動比率は改善しているか。	78団体	改善している	17団体
		横ばい	53団体
		改善していない	6 団体
		その他	2 団体
⑤固定費は抑制されているか。	78団体	抑制されている	71団体
		増加している	7 団体
		その他	0 団体
⑥人件費は抑制されているか。	78団体	抑制されている	68団体
		増加している	9 団体
		その他	1 団体
⑦役員人件費は抑制されているか。	78団体	抑制されている	70団体
		増加している	7 団体
		その他	1 団体
⑧計画的な経営が行われているか。	78団体	はい	78団体
		いいえ	0 団体
		その他	0 団体
【特記事項】 ○点検項目①～⑦の回答項目「その他」とする内容は以下のとおり。 ・公益法人と会計基準が異なり貸借対照表の作成を要しないため確認できなかったもの ・一部を非公開としていることによるもの			

4 自立化に関する事項

点 検 項 目	対象団体数	回 答 項 目	回答数
①団体の目的や実施事業に対する社会的要請に変化はないか。また、道の施策推進における役割は明確か。	78団体	設立時から変化がなく、役割も明確である	72団体
		設立時から多少の変化があるが、役割は概ね明確である	5団体
		設立時から劇的な変化があり、役割も不明確である	1団体 注1
②道からの補助金等（補助金、交付金及び負担金）についてさらなる縮減又は廃止をすることができないか。	39団体	廃止が可能	0団体
		縮減が可能	0団体
		廃止又は縮減が困難	39団体
③道から団体に対する競争性のない契約方法による委託について競争性のある契約方法に変更することができないか。	19団体	すべての委託について競争性のある契約方法に変更が可能	0団体
		一部の委託について競争性のある契約方法に変更が可能	1団体
		競争性のある契約方法への変更は困難	18団体
④道からの職員の派遣状況はどうか。また、派遣職員は最小限となっているか。	13団体	すでに最小限となっている	13団体
		早期の引き揚げが可能	0団体
⑤今後も道からの出資・出えん等を継続する意義や必要性はあるか。	64団体	道からの出資・出えん等の継続が必要	63団体
		道からの出資・出えん等の意義は減少したが、一定程度の出資・出えん等の継続は必要	0団体
		道からの出資・出えん等の必要性は薄れている	1団体 注1
⑥道からの出えん等については、その目的に沿って活用されているか。	39団体	出えん等の目的に沿って活用している	39団体
		一部については出えん等の目的に沿わない活用も見られるが概ね出えん等の目的に沿って活用している	0団体
		出えん等の目的に沿わない活用をしている	0団体
⑦道からの出資、出えん等の必要性が薄れている団体について、その出資・出えん等を売却又は返戻をすることができないか。	1団体	売却又は返戻が可能	0団体
		一部について売却又は返戻が可能	0団体
		売却又は返戻は困難	1団体 注1
⑧道の施策推進などのために団体との意見交換や情報共有等を行っているか。	78団体	定期的又は随時に意見交換等を行っている	57団体
		必要な場合は意見交換等を行っている	20団体
		意見交換等は特に行っていない	1団体 注2
⑨道からの補助金等、競争性のない委託料、派遣職員数、出資・出えん等が増加した場合又は増加する予定があるか。	3団体	補助金等が増加した又は増加する予定がある	0団体
		競争性のない委託料が増加した又は増加する予定がある	3団体 注3
		派遣職員数が増加した又は増加する予定がある	0団体
		出えん等が増加した又は増加する予定がある	0団体
【特記事項】 ○回答数に注番号が付してある箇所の団体は以下のとおり。 注1：(株)釧路河畔開発公社（建設部所管） 注2：北海道公衆衛生協会（保健福祉部） 注3：(一社)北海道軽種馬振興公社（農政部所管） (公社)北海道栽培漁業振興公社（水産林務部） 北海道土地開発公社（建設部所管）			

※昨年度指導事項に対する改善状況

【点検調書における指導事項】

団体名	指導事項	改善状況
北海道住宅供給公社 【建設部】	宅地分譲においては、多様な販売方法による処分の促進や賃貸などによる資産の活用を進めること。 賃貸住宅においては、良好な住環境を維持保全し、入居率の確保、改善に努めること。 債権管理においては、未収金の長期化防止等を継続し、回収に努めること。	公社の取組により長期事業計画の着実な実行が図られている。

【現地調査における指導事項】

団体名	指導事項	改善状況
(一財)札幌勤労者職業福祉センター【経済部】	当年度（令和3年度）内の債務超過解消に向けて、現在の取組を確実に実行すること。	債務超過解消に向けた補正事業計画により債務超過は解消された。